第九条中第十号を第十二号とし、第三号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、同条第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　講習を実施したときは、次に掲げる事項を記載した記録簿を作成し、講習を実施した日から、少なくとも十年間保存するものであること。

イ　講習の実施日時及び項目

ロ　第二条に規定する講師名簿に記載された講師以外の専門講師（第六条第二号トに規定する基準を満たすものに限る。）が講習を実施した場合にあっては、当該専門講師の氏名

第九条第一号中「結果」の下に「及び前年度の前号に規定する講師の研修に関する報告」を加え、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　少なくとも毎年度一回（講師として選任された日の属する年度を除く。）、講習の実施者が実施する別表第四に掲げる研修に第一種講師及び第二種講師（第二条に規定する講師名簿に記載された者に限る。）を参加させるものであること。

別表第三の次に次の別表を加える。

別表第四（第九条関係）

研修内容	時間
道路運送法その他の関係法令等の改正の動向、最新の情報に基づく運行管理の実務及び事故事例に基づく事故防止対策	三時間以上

備考

この表において、時間の欄の一時間とは、研修時間が正味五十分以上のものをいい、一日の研修時間は正味六時間を超えないものとする。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百七十二号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第四項、第二十三条第二項、第二十四条第二項及び第三十一条第三項において準用する同令第十二条の二第二項及び第三項並びに第十二条の五第一項から第三項までの規定に基づき、並びに同令を実施するため、貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領の一部を改正する告示

貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領（平成二十四年国土交通省告示第四百五十九号）の一部を次のように改正する。

第九条中第十号を第十二号とし、第三号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、同条第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　講習を実施したときは、次に掲げる事項を記載した記録簿を作成し、講習を実施した日から、少なくとも十年間保存するものであること。

イ　講習の実施日時及び項目

ロ　第二条に規定する講師名簿に記載された講師以外の専門講師（第六条第二号トに規定する基準を満たすものに限る。）が講習を実施した場合にあっては、当該専門講師の氏名

第九条第一号中「結果」の下に「及び前年度の前号に規定する講師の研修に関する報告」を加え、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　少なくとも毎年度一回（講師として選任された日の属する年度を除く。）、講習の実施者が実施する別表第四に掲げる研修に第一種講師及び第二種講師（第二条に規定する講師名簿に記載された者に限る。）を参加させるものであること。

別表第三の次に次の別表を加える。

別表第四（第九条関係）

研修内容	時間
貨物自動車運送事業法その他の関係法令等の改正の動向、最新の情報に基づく運行管理の実務及び事故事例に基づく事故防止対策	三時間以上

備考

この表において、時間の欄の一時間とは、研修時間が正味五十分以上のものをいい、一日の研修時間は正味六時間を超えないものとする。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○気象庁告示第六号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第一項の規定に基づく型式証明は、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十二条第一項第二号の規定により、その効力を失ったので、同規則第二十三条第二号の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月三十一日

気象庁長官　西出　則武

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明が効力を失った日
第92001号	ラジオゾンデＭＳ91	群馬県伊勢崎市長沼町2223番地	明星電気株式会社	平成27年3月16日
第92003号	複合気象測器（電気式温度計、風車型風速計、転倒ます型雨量計）ＭＡ－002	群馬県伊勢崎市長沼町2223番地	明星電気株式会社	平成27年3月16日
第92501号	毛髪製湿度計No.４（ＨＲ）	東京都立川市上砂町五丁目22番1号	株式会社大田計器製作所	平成27年3月16日
第92502号	金属製温度計No.１（ＴＲ）	東京都立川市上砂町五丁目22番1号	株式会社大田計器製作所	平成27年3月16日
第92504号	アネロイド型気圧計（自記）No.６（ＢＲ）	東京都立川市上砂町五丁目22番1号	株式会社大田計器製作所	平成27年3月16日
第92505号	転倒ます型雨量計の感部No.34－ＨＴ（ＲＡ－1）	東京都立川市上砂町五丁目22番1号	株式会社大田計器製作所	平成27年3月16日
第92506号	転倒ます型雨量計の感部No.34－Ｔ	東京都立川市上砂町五丁目22番1号	株式会社大田計器製作所	平成27年3月16日
第92508号	転倒ます型雨量計の感部Ｂ－071－Ｚ４	神奈川県秦野市曽屋500番地	横河電子機器株式会社	平成27年3月16日
第92509号	転倒ます型雨量計の感部Ｂ－071－00	神奈川県秦野市曽屋500番地	横河電子機器株式会社	平成27年3月16日
第93501号	転倒ます型雨量計の感部Ｂ－071－01	神奈川県秦野市曽屋500番地	横河電子機器株式会社	平成27年3月16日
第93515号	転倒ます型雨量計の感部No.34－Ｔ（ＲＡ－1）	東京都立川市上砂町五丁目22番1号	株式会社大田計器製作所	平成27年3月16日
第94003号	風杯型風速計Ｗ14	東京都目黒区東山一丁目12番13号	株式会社小松製作所	平成27年3月16日
第94504号	転倒ます型雨量計の感部No.34－ＨＴ－Ｐ（ＲＡ－1）	東京都立川市上砂町五丁目22番1号	株式会社大田計器製作所	平成27年3月16日
第95506号	転倒ます型雨量計の感部ＴＫ－1	東京都板橋区大山金井町53番7号	竹田計器工業株式会社	平成27年3月16日